

# 承認工事及び承認維持

## 承認工事及び承認維持申請書作成マニュアル

(申請者用)

令和8年3月

東京都下水道局

# 目 次

1. はじめに	P 2
2. 承認工事フロー	P 3
3. 承認維持フロー	P 4
4. 承認工事・承認維持の申請の準備について	P 5～6
5. 承認工事・承認維持の申請書の提出について	P 7
6. 様 式	P 8～13
7. 承認工事・承認維持の各手続きについて	P 14～18
7-1. 承認工事・承認維持の申請において	P 14～15
7-2. 承認工事・承認維持の申請後において	P 16～18
8. 申請図の作成について	P 19
8-1. 図面作成上の基本的事項	P 19
8-2. サンプル図面	P 20～24
8-3. 図面作成に当たり、特に注意すべき事項について	P 25～29

## 1. はじめに

下水道法第3条により、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村又は都道府県が行うものとされています。

しかし、申請者の都合によって下水道施設の工事（設置、改築、修繕など）が必要となる場合や既設公共下水道の一部を申請者が自主的に維持（保守、点検、清掃など）を行う場合などにおいて、下水道法第16条により公共下水道管理者以外のものが公共下水道管理者の承認を受け、これを行うことができます。

承認工事及び承認維持に当たっては、下水道局と十分な協議が必要です。

### [ 協 議 対 象 ]

次のいずれかに該当する場合は、計画時点での協議をお願いします。

申請者の都合により、公共下水道管理者以外のものが

- 公共下水道施設に関する工事を行う場合（承認工事）  
（例：下水道施設の新設、撤去、吊防護、改造など）
- 公共下水道施設に関する維持を行う場合（承認維持）  
（例：下水道施設の清掃、点検、調査、入孔など）

### [ 協 議 内 容 ]

- 承認工事・承認維持の必要性
- 公共下水道施設に関する工事内容・維持内容
- 東京都下水道局基準の技術適合性  
（東京都下水道設計標準、東京都下水道土木工事標準仕様書など）
- 既設公共下水道が有する流下能力への適切な配分 など

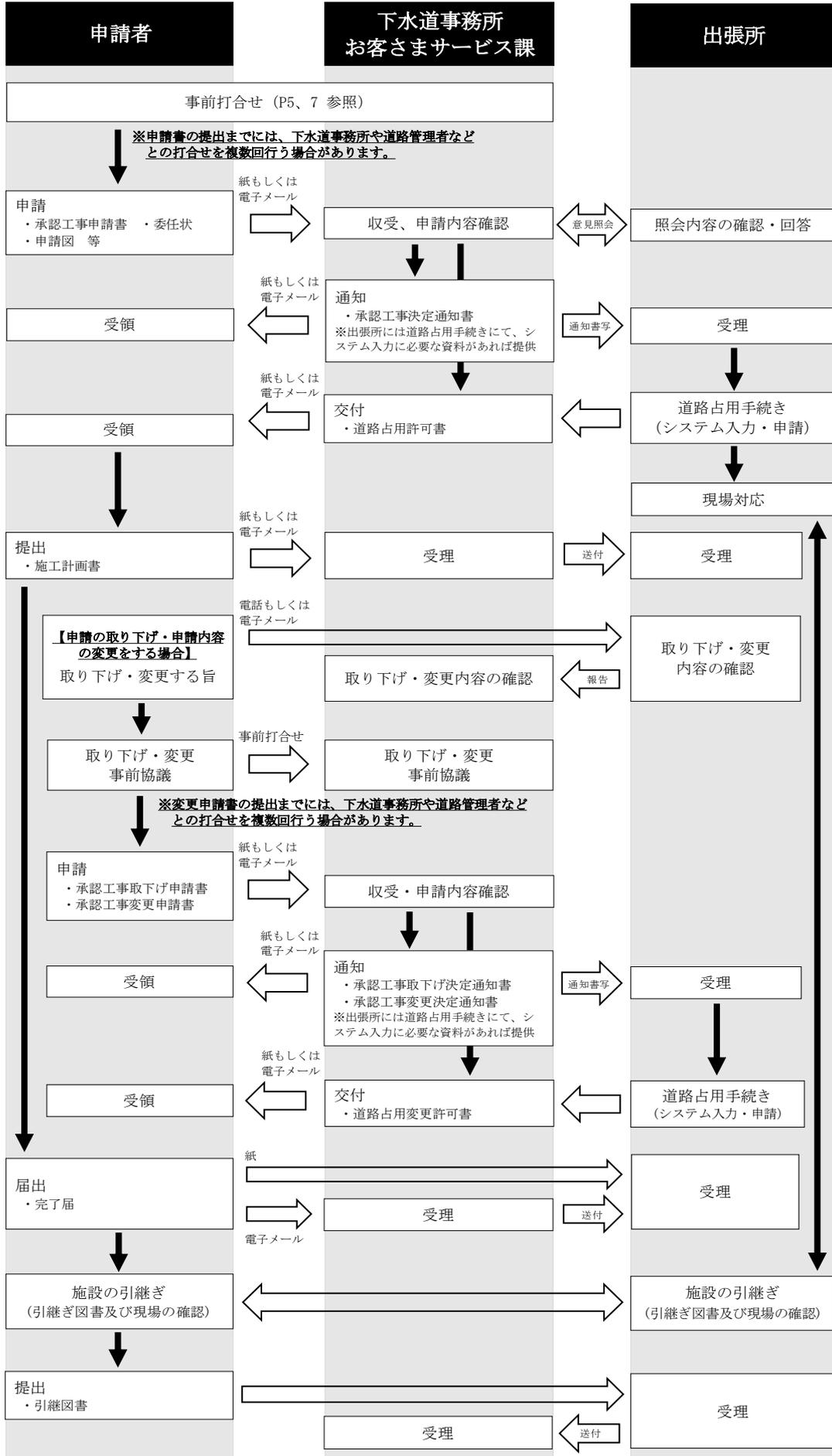
#### **※公共ます承認工事との違いについて**

一宅地に下水を現に受け入れている既設ますや使用可能な既設ますがある場合、公共ますの新設工事（2組目以上）又は改築工事並びに公共ますの設置に伴い必要となる人孔の新設及び不要となる既設ますの撤去工事について、排水設備計画の届出が伴うのであれば、以下リンク先の下水道局ホームページを確認の上、公共ます承認工事の申請をしてください。

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d2/todoke/cat/index.html>

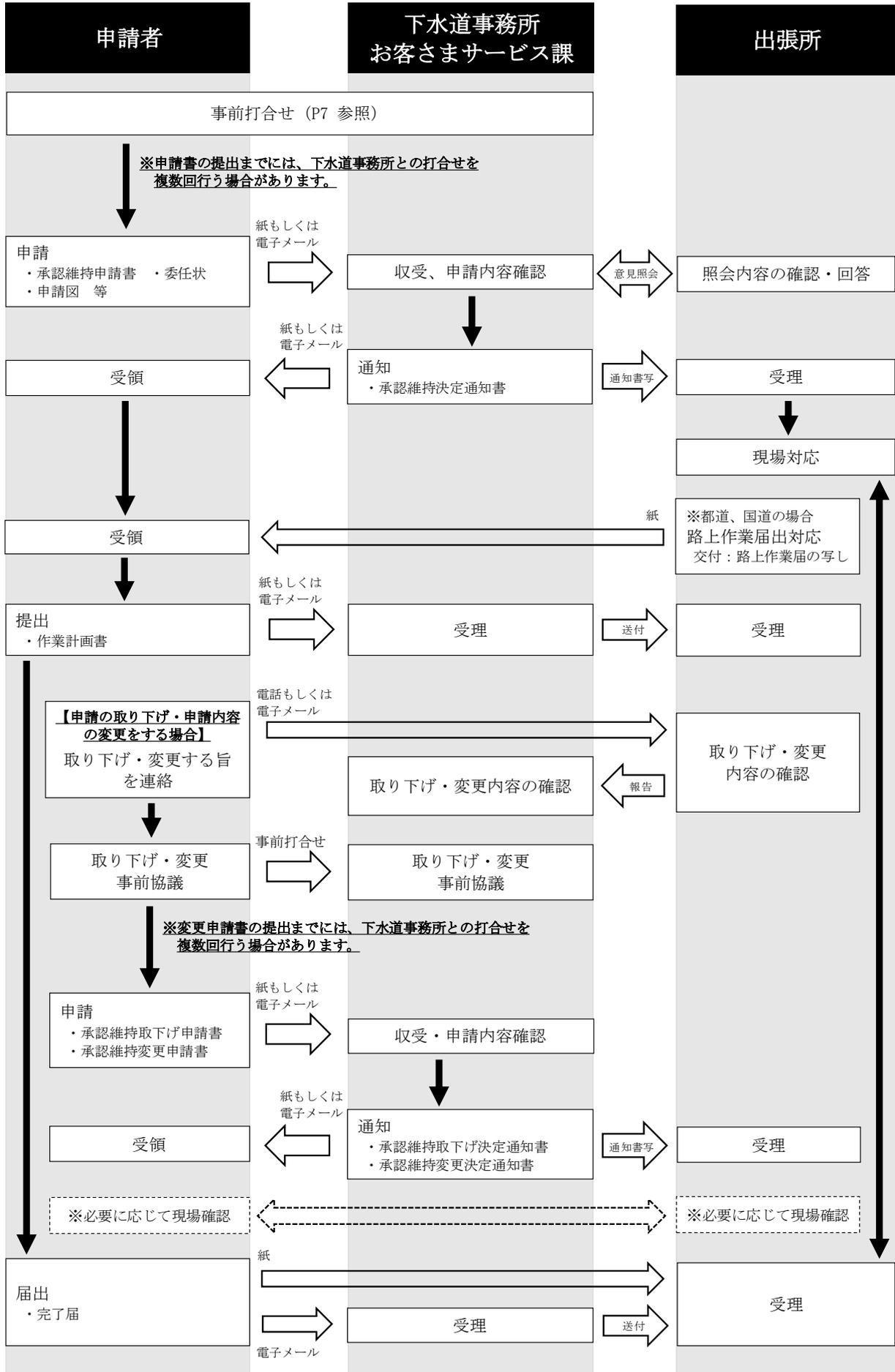
## 2. 承認工事フロー

承認工事の基本的な流れについては、以下のフローをご参考ください。



### 3. 承認維持フロー

承認維持の基本的な流れについては、以下のフローをご参考ください。



## 4. 承認工事・承認維持の申請の準備について

### (1) 公共下水道台帳を閲覧してください

承認工事・承認維持の計画を立てる前に、公共下水道台帳を閲覧して既設下水道管の諸元等を調べてください。下水道台帳は東京都下水道局ホームページで公開しています。直接お調べになりたい方は、都庁第二本庁舎27階下水道台帳閲覧室（住所：新宿区西新宿二丁目8番1号 連絡先：03-5320-6618）で閲覧できます。

※下水道台帳閲覧室での図面の印刷は有料です。

### (2) 現地調査が必要な場合について

既設の公共ますや人孔の調査に伴い蓋の開閉を行う際は、下水道局の立会いが必要ですので、立会依頼先（P6参照）にお問い合わせください。

### (3) 承認工事申請前の事前打合せについて

承認工事の申請に当たっては、事前に道路管理者との調整が発生するため、その目安（工事着手の6か月前）となる更に数か月前から設計内容に関する協議を該当の下水道事務所と開始し、十分に余裕を持って対応するようにしてください。

### (4) 光ファイバーについて

承認工事の対象路線に光ファイバーが敷設されている路線があります。光ファイバーの移設等が必要となった場合には、承認工事の協議とは別に下水道局内の担当部署と協議をする必要があります。説明資料の作成や協議に時間を要します。承認工事申請前に原則対面による打合せが必要ですので、(3)も踏まえ、設計段階で必ず対象路線の光ファイバーの敷設の有無について確認いただき、移設等の発生を見越して、十分に余裕を持ったスケジュールで承認工事申請に向けた対応を行ってください。

協議対象となる下水道管への光ファイバーの敷設の有無は、P7にある問合せ先にお問い合わせください。

○現地調査における下水道局の立会依頼先

協議案件所在地	立会依頼先
千代田区	千代田出張所 千代田区大手町2-6-3 TEL 3 2 7 0 - 7 3 2 5
中央区	中央出張所 中央区日本橋箱崎町44-9 TEL 3 6 6 8 - 8 6 6 1
港区(台場地区を除く)	港出張所 港区三田2-20-14 TEL 3 7 9 8 - 5 2 4 3
渋谷区	渋谷出張所 渋谷区東2-13-6 TEL 3 4 0 0 - 9 4 7 7
文京区	文京出張所 文京区千石4-29-4 TEL 5 9 7 6 - 2 5 1 6
台東区	台東出張所 台東区蔵前2-1-8 TEL 5 8 2 1 - 2 4 0 1
豊島区	豊島出張所 豊島区雑司が谷1-11-9 TEL 3 9 8 9 - 8 5 2 3
荒川区	荒川出張所 荒川区荒川8-25-1 TEL 5 6 1 5 - 2 8 9 1
墨田区	墨田出張所 墨田区横網1-4-12 TEL 3 6 2 2 - 7 0 0 5
江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区	江東出張所 江東区東陽7-1-14 TEL 3 6 4 5 - 9 2 7 3
足立区	足立出張所 足立区西伊興1-2-23 TEL 3 8 5 5 - 7 4 1 1
葛飾区	葛飾出張所 葛飾区小菅1-2-1 TEL 3 6 0 2 - 5 7 5 5
江戸川区	江戸川出張所 江戸川区松江5-22-10 TEL 5 6 5 8 - 4 4 8 1
新宿区	新宿出張所 新宿区上落合1-2-40 TEL 3 3 6 3 - 9 9 3 1
中野区	中野出張所 中野区新井3-37-4 TEL 5 3 4 3 - 5 6 5 1
杉並区	杉並出張所 杉並区下井草2-6-13 TEL 3 3 9 4 - 9 4 5 7
北区	北出張所 北区浮間4-27-1 TEL 3 9 6 9 - 6 4 9 0
板橋区	板橋出張所 板橋区大谷口北町52-1 TEL 5 9 6 5 - 2 1 6 1
練馬区	練馬出張所 練馬区豊玉北4-15-1 TEL 5 9 9 9 - 5 6 5 0
品川区(東八潮地区を除く)	品川出張所 品川区西品川1-8-1 TEL 3 4 9 5 - 0 3 5 1
目黒区	目黒出張所 目黒区下目黒2-1-15 TEL 3 4 9 1 - 7 8 6 7
大田区	大田出張所 大田区大森西7-4-24 TEL 3 7 6 4 - 3 6 9 1
世田谷区	世田谷出張所 世田谷区弦巻4-30-1 TEL 5 4 7 7 - 2 1 2 0

## 5. 承認工事・承認維持の申請書の提出について

承認工事・承認維持の申請に当たり、申請書の作成について疑問点がある場合には、(2) 問合せ先の該当する事務所へ問い合わせてください。

申請書提出前には、申請内容について原則対面による打合せを行ってください。打合せ後、事務所担当者が了承した場合に申請書を提出することが出来ます。なお、提出方法は紙による提出または電子メールによる提出が可能となっておりますので、希望の方法を事務所の担当者へお伝えください。

提出後、申請書に不備があった場合には、修正をお願いいたします。

また、申請後に交付する承認工事（承認維持）決定通知書等は、紙以外に電子署名付きの文書データで受け取ることも可能です。ご希望の場合は、電子メールにて「電子署名付きの文書で受け取ることに同意します。」とメール文に記入の上、送信してください。

※電子署名とは、公印の代替となるデジタル上の署名のことで、当局が発出した文書であることを証明するものです。電子署名の検証を希望する場合は東京都電子署名検証サービス (URL:<https://verifysignature.metro.tokyo.lg.jp/>) をご利用ください。

### (1) 電子メールで提出する場合について

- 提出データは pdf または docuworks の形式としてください。
- 1 通のメール容量は、本文、添付データを含めて、10MB 以下としてください。10MB を超えるような場合には、お手数ですが、データを10MB 以下になるよう分割して提出してください。なお、分割したデータ数が多くなる場合には、メールでの提出に代えて、データを分割せずに保存したCD-R またはDVD-R の提出をお願いすることがあります。
- メール件名の冒頭には、【承認工事（承認維持）】と記入の上、送信してください。なお、メールで分割して提出する場合には、【承認工事2（承認維持2）】などと番号を付して記入し、送信してください。
- 申請図のデータは記載されている数値等がしっかり読み取れるようにしてください。
- メール送信後には必ずメールを送信した旨を事務所の担当者へ電話で連絡してください。

### (2) 問合せ先

協議案件所在地	問合せ先
千代田区、中央区 港区（台場を除く）、渋谷区	中部下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 千代田区大手町2-6-3 TEL 3270-7343
文京区、台東区、豊島区 荒川区	北部下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 台東区蔵前2-1-8 TEL 5820-4354
墨田区、江東区 港区のうち台場地区 品川区のうち東八潮地区	東部第一下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 江東区東陽7-1-14 TEL 3645-9267
足立区、葛飾区、江戸川区	東部第二下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 葛飾区小菅1-2-1 TEL 5680-1561
新宿区、中野区、杉並区	西部第一下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 中野区新井3-37-4 TEL 5343-6213
北区、板橋区、練馬区	西部第二下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 北区浮間4-27-1 TEL 3969-2439
品川区（東八潮を除く） 目黒区、大田区、世田谷区	南部下水道事務所お客さまサービス課渉外調整担当 大田区雪谷大塚町13-26 TEL 5734-5052

## 6. 様 式

※本項目に掲載されている様式において、承認維持の場合は、「工事」を「維持」に読み替えてください。

年 月 日

東京都下水道局  
〇〇下水道事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名

### 承 認 工 事 申 請 書

下水道法第16条の規定により、下記の公共下水道施設を自らの費用で施行したいので承認を申請します。

なお、承認に当たって条件を付された場合は、それを遵守いたします。

#### 記

- 1 工事名
- 2 施行場所(住居表示)
- 3 施行内容(別紙のとおり)
- 4 工事期間
- 5 申請者 担 当 者 名  
連 絡 先
- 6 施行者 住 所  
氏名(会社名)  
(代表者)  
受 付 番 号  
電 話  
連 絡 先 現場責任者  
電 話  
電 話 (緊急時)
- 7 添付図書

年 月 日

東京都下水道局  
〇〇下水道事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、公共下水道施設工事を下水道法第16条の規程により、承認を受けて自らの費用で施行することに関して、次の権限を委任します。  
ただし受任者が委任事項を履行することが出来なくなった場合は、委任を解除します。

### 記

申請年月日

工 事 名

施行場所

(住居表示)

受 任 者 住 所

氏名(会社名)

(代表者名)

電 話

現場責任者

委 任 事 項

- 1 承認工事に係る下水道局との協議に関する事
- 2 承認工事に係る必要な費用の支払いに関する事
- 3 設置した公共下水道施設の確認の立会い及び引継に関する事

※東京都下水道局は、上記委任関係において、受任者が委任事項第2項について履行不能となった場合は、申請者に費用の支払請求を行います。

## 施 工 内 容 一 覧 表

	名称	種別	内径	深さ	延長	箇所数	備考
設 置	本管		cm		m		
	人孔		cm	cm		箇所	
	汚水ます		cm	cm		箇所	
	取付管		cm		m	箇所	
撤 去	本管		cm		m		
	人孔		cm	cm		箇所	
	汚水ます		cm	cm		箇所	
	取付管		cm		m	箇所	
改 造	本管		cm		m		
	人孔		cm	cm		箇所	
	汚水ます		cm	cm		箇所	

年 月 日

東京都下水道局  
〇〇下水道事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

### 承認工事取下げ申請書

下記の承認工事を取り下げますので申請します。

承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ( )
施行場所	
工事期間	
取下げ理由	

年 月 日

東京都下水道局  
〇〇下水道事務所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

### 承認工事変更申請書

年 月 日から下記のとおり変更しましたので関係書類添付の上申請します。  
なお、変更申請の承認に当たって新たに条件を付された場合は、それを遵守いたします。

承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ( )
施行場所	
工事期間	
変更内容	
変更理由	

年 月 日

東京都下水道局  
〇〇下水道事務所長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

### 承認工事完了届

下記の承認工事を本日完了しましたので届け出ます。

承認年月日及び 工事番号	年 月 日 ( )
施行場所	
工事期間	
備考	

## 7. 承認工事・承認維持の各手続きについて

### 7-1 承認工事・承認維持の申請において

・申請に当たっては、マニュアルの各ページをよく確認し、理解の上進めてください。

・「承認工事（承認維持）申請書」には、以下の順番で資料を添付し、申請をお願いいたします。

(1) 委任状（P 9、15 参照）

(2) 施工内容一覧表（P 10、15 参照）※承認工事の場合のみ添付してください。

(3) 申請図（P 19～29 参照）

(4) 承認工事（承認維持）内容の説明資料

（工程表、施行内容、過去の協議経緯、その他図面など）

・作成部数について（紙で提出する場合）

3部（A4サイズ、A3サイズは3つ折り（A4サイズ））作成してください。

なお、3部の内1部は返却します。

・申請書、委任状への押印は不要です。

・本管や人孔等の設計に当たっては、「管きょ再構築設計の手引き」（東京都下水道サービス株式会社にて販売しております。下水道局ホームページの以下リンク先に販売案内へとつながるページがございます。）を参考にしてください。

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/index.html>

・道路占用の申請に伴い、別途資料作成が必要になることがありますので、その際は対応のほど、お願いいたします。

・以下に申請資料の概要と記入要領を示しますので、ご確認ください。

#### (1) 承認工事（承認維持）申請書

##### 【概要】

- ・P 2で記載している通り、申請者の都合によって下水道施設の工事（新設、撤去、改造など）が必要となる場合や既設公共下水道の一部を申請者が自主的に作業（清掃、点検、調査など）を行う場合などに申請が必要です。

##### 【記入要領】

・工事名

工事名を記入してください。

・施行場所

施行する場所を住居表示で記入してください。

・施行内容

施行内容を記入あるいは別紙にて記入してください。

・工事期間

工事の期間を記入してください。

・申請者

担当者名、連絡先を記入してください。

- ・ 施行者

施行者の住所、氏名（会社名、代表者名）、電話番号を記入してください。  
受付番号は東京都の入札情報サービスのホームページにある、競争入札参加有資格者名簿に掲載してある受付番号を記入してください。ただし、承認工事の場合は業種が「下水道施設工事」として登録してある受付番号に限ります。東京都の受付番号が無い場合には、他自治体にて下水道工事・維持の競争入札参加資格を有していることを証明できる資料を添付してください。

現場責任者の氏名、電話番号（平時、緊急時）を記入してください。

- ・ 添付図書

添付した図書の名称を記入してください。

## (2) 施工内容一覧表

### 【概要】

- ・ 施工する下水道施設（本管、人孔、汚水ます、取付管）の諸元を記入してください。

### 【記入要領】

- ・ 表の項目に従い、該当する欄に数値等を記入してください。

## (3) 委任状

### 【概要】

- ・ 申請者に代わって、代理人が施行を行う場合に必要です。申請者自ら施行する場合には提出は不要です。
- ・ 申請者及び代理人は委任内容を確認した上で提出してください。
- ・ 承認工事（承認維持）申請書を提出する際に添付してください。

### 【記入要領】

- ・ 申請年月日

承認工事（承認維持）申請書の申請日を記入してください。

- ・ 工事名

工事名を記入してください。

- ・ 施行場所

施行する場所を住居表示で記入してください。

- ・ 受任者

委任する者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

- ・ 委任事項

委任状様式にある委任事項は見本ですので、申請者と受任者の間で委任事項の範囲について決定の上、記入してください。

## 7-2 承認工事・承認維持の申請後において

- ・承認工事、承認維持の申請後の流れについては、P 3、4のフローをご確認ください。
- ・承認工事、承認維持の申請後に通知される承認工事（承認維持）決定通知書には、設計、施工、監督及び第三者に対する損害等についての条件を付しております。条件をよくご確認ください、確実に遵守してください。
- ・取下げ申請書、変更申請書、完了届への押印は不要です。
- ・承認工事（承認維持）決定通知書の付している条件の1つに、施工計画書（承認維持の場合は作業計画書）の提出を条件としております。施工計画書（作業計画書）の作成に当たっては、土木工事標準仕様書に準じて作成してください。

土木工事標準仕様書は下水道局ホームページで確認いただけます。（以下リンク先）

[https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/new\\_hyoujyun-shiyousyo/index.html#ukeoi](https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/new_hyoujyun-shiyousyo/index.html#ukeoi)

- ・提出資料の作成部数について（紙で提出する場合）

### ○完了届

2部（A4サイズ）作成してください。

### ○取下げ申請書、変更申請書

3部（A4サイズ、A3サイズは3つ折り（A4サイズ））作成してください。  
なお、3部の内1部は返却します。

### ○施工計画書

3部（A4サイズ、A3サイズは3つ折り（A4サイズ））作成してください。

- ・以下に申請後資料の概要と記入要領を示しますので、ご確認ください。

### （1）承認工事（承認維持）取下げ申請書

#### 【概要】

- ・承認工事（承認維持）申請をし、決定を通知された案件について、その申請を取り下げる場合に申請書を提出してください。
- ・取り下げる場合には、速やかに該当の下水道事務所と出張所へ連絡をしてください。

#### 【記入要領】

- ・承認年月日及び工事番号  
承認工事（承認維持）申請後に下水道局から通知した承認工事決定通知書に記載されている年月日と工事番号を記入してください。
- ・施行場所  
施行する場所を住居表示で記入してください。
- ・工事期間  
工事の期間を記入してください。

- ・取り下げ理由

承認工事（承認維持）申請を取り下げる理由を明確に記入してください

## （２）承認工事（承認維持）変更申請書

### 【概要】

- ・当初申請した承認工事の工期又は内容の変更がある場合に、申請をする必要があります。
- ・施行内容に変更の必要が生じた場合は施行を一旦中止し、道路占用の変更手続きが完了する前に施行をしないよう注意してください。
- ・工期又は内容の変更がある場合には、速やかに該当の下水道事務所と出張所へ連絡をしてください。当初の申請と同様に変更申請内容の精査や道路管理者との占用に関する調整が必要なため、協議に時間を要します。また、道路占用の変更に伴い、別途資料作成が必要となる場合があります。
- ・変更申請書を提出する際の添付資料は、当初の申請より変更がある資料のみと必要に応じて変更に係る説明資料を添付してください。当初の申請より変更がない資料は添付する必要はありません。

### 【記入要領】

- ・承認年月日及び工事番号

承認工事（承認維持）申請後に下水道局から通知した承認工事決定通知書に記載されている年月日と工事番号を記入してください。

- ・施行場所

施行する場所を住居表示で記入してください。

- ・工事期間

工事の期間を記入してください。

- ・変更内容

承認工事（承認維持）申請時の内容から変更する内容を記入してください。

- ・変更理由

承認工事（承認維持）申請時の内容から変更する理由を明確に記入してください。

### (3) 承認工事（承認維持）完了届

#### 【概要】

- ・承認工事が完了した旨を届け出る必要があります。  
完了後、速やかに提出してください。

#### 【記入要領】

- ・承認年月日及び工事番号  
承認工事（承認維持）申請後に下水道局から通知した承認工事決定通知書に記載されている年月日と工事番号を記入してください。
- ・施行場所  
施行する場所を住居表示で記入してください。
- ・工事期間  
工事の期間を記入してください。

### (4) 施設の引継ぎ

#### 【概要】

- ・完了届の提出後は、引継ぎ図書を作成し、出張所に図書内容の確認を依頼してください。また、出張所と現場の確認もしてください。
- ・引継ぎ図書の完成後は、該当の出張所へ提出してください。
- ・引継ぎ図書の作成や提出等は速やかに対応してください。
- ・完了図の作成に当たっては、土木工事標準仕様書に掲載してある、「工事完了図作成要領」をご参考ください。

## 8. 申請図の作成について

### 8-1：図面作成上の基本的事項

(1) 図面はA3サイズまでとし、A4サイズに折ってください。(紙で提出する場合)

(2) **承認工事**の図面の作成に当たっては、「管きよ再構築設計の手引き」(東京都下水道サービス株式会社にて販売しております。下水道局ホームページの以下リンク先に販売案内へとつながるページがございます。)を参照ください。

<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/index.html>

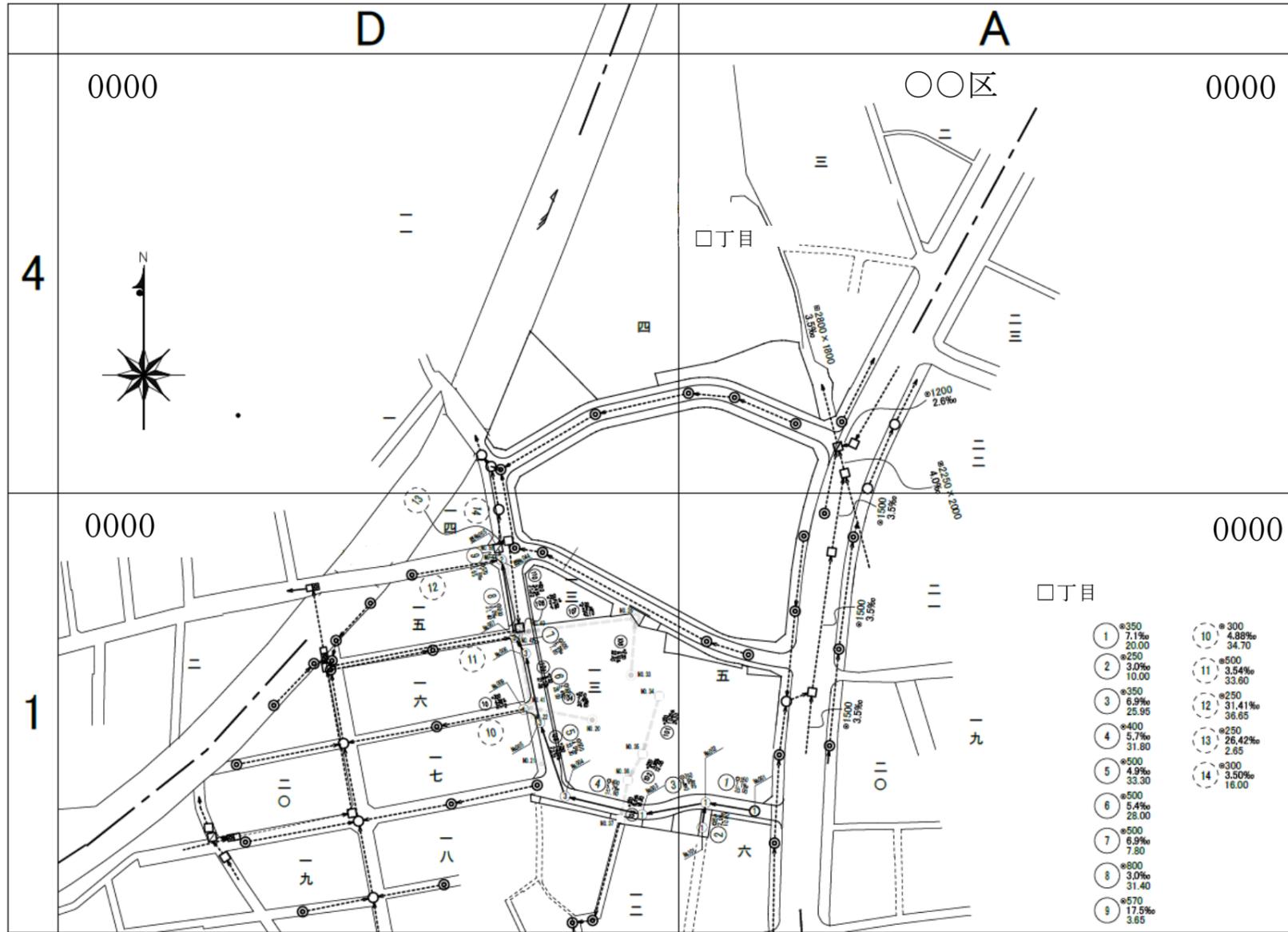
特に注意すべき事項については、P25以降に記載しておりますので、ご確認ください。また、P20～24には申請図の作成に参考となるサンプル図面も掲載しております。

(3) **承認維持**の図面は、東京都下水道局ホームページや都庁第二本庁舎27階下水道台帳閲覧室で取得できる台帳図面に、どの箇所での維持を行うかを示した図面を作成してください。

(4) 電子データでの提出を予定している場合、申請図データは記載されている数値等がしっかり読み取れるようにしてください。

# 系統図

縮尺 1:1000(1:2000)



系統図  
案内図  
完了数量  
凡例

区	所	水	準
町	在	目	基
名	地	標	
目	標	米	高
標		備	考
平	東	備	考
東	京	考	
均	海		
海	面		
面			
			メッシュ番号

東京都  
下水道

工事番号

図面番号

工事名

占用	行政区	目的	管種	管径(mm)	延長(m)
区道		新設	鉄筋コンクリート管	350	45.95
区道		新設	鉄筋コンクリート管	400	31.80
区道		新設	鉄筋コンクリート管	500	69.10
区道		新設	鉄筋コンクリート管	800	27.15
計					174.00
区道		新設	硬質塩化ビニール管	250	10.00
計					10.00
区道		新設	硬質プラスチック管 (PEP管)	800	4.25
計					4.25
区道		改良	管内面新設工法 (ケーシング工法)	570	3.65
計					3.65
区道		撤去	陶管	250	125.15
区道		撤去	陶管	300	47.95
計					173.10
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	250	43.10
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	600	31.20
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	300	3.00
計					77.30
区道		活用	鉄筋コンクリート管	300	34.70
計					34.70

占用	行政区	人孔形状	設置	撤去	活用
区道		矩形人孔内径90×60	3	1	
区道		円形人孔内径90	5	5	
区道		円形人孔内径120	3	1	
区道		円形人孔内径150	4		
計			9	11	2

占用	行政区	ます形状	設置	撤去	活用
都道		汚水樹内径50	8	1	
都道		小型汚水樹模型(歩道用)	1		
計			9	1	
区道		汚水樹内径50	1	12	
区道		L形樹30内径50		25	
区道		小型汚水樹模型(歩道用)	13	5	
計			14	42	

占有者名 東京都下水道局	
下水道工事番号	
経道番号	
区道番号	
工期	(白) (差)
経道	占用許可年月日
区道	占用許可年月日

既設管線	○	撤去矩形人孔 内径90×60
撤去管線	○	撤去円形人孔 内径90
新設管線	○	撤去円形人孔 内径120
更生管線	○	新設立人孔 内径90
既設円形人孔 内径90	①	新設立人孔 内径120
既設円形人孔 内径120	②	新設立人孔 内径150
既設円形人孔 内径150	③	家取付管
既設矩形人孔 内径90以上	□	撤去取付管
既設分水人孔	×	増設合流(歩道用)
既設汚水特殊人孔	*	小型汚水樹模型(歩道用)

注

一、管渠の布設及び人孔の位置は、本設計に準じて決定する。

二、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

三、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

四、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

五、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

六、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

七、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

八、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

九、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

十、管渠の敷設は、地盤の状況により、必要に応じて、管渠の径や材質を変更する。

受注者  
現場代理人

工事内管渠番号表

管渠の名称		施工年度	路線番号	管種	管径 (mm)	延長 (m)	
下水道管渠	既設	1964	⑩	鉄筋コンクリート管	300	34.70	
		合計					34.70
	更生管渠	1964	⑨	鉄筋コンクリート管	570 (600鉄筋コンクリート管)	3.65	
		合計					3.65
	新設管渠	布管	2023	①	鉄筋コンクリート管	350	20.00
			2023	②	硬質塩化ビニル管	250	10.00
			2023	③	鉄筋コンクリート管	350	25.95
			2023	④	鉄筋コンクリート管	400	31.80
			2023	⑤	鉄筋コンクリート管	500	33.30
			2023	⑥	鉄筋コンクリート管	500	28.00
			2023	⑦	鉄筋コンクリート管	500	7.80
	合計					188.25	
	敷去管	1967	⑩⑪⑫⑬	陶管	250	55.25	
		1964	⑭⑮⑯⑰	陶管	250	69.90	
1964		⑱	陶管	300	40.55		
1964		⑲	鉄筋コンクリート管	250	27.55		
1964		⑲	鉄筋コンクリート管	300	3.00		
1964		⑲	鉄筋コンクリート管	600	31.20		
合計					227.45		

占用延長10.60

工事内人孔番号表(新設人孔)

人孔番号	占用	区分	人孔形状	SEMS番号	人孔深(m)	工事内容
No.001	区道	新設	組立円形人孔内径90		2.43	アドホール(ERM)
No.101	区道	新設	組立円形人孔内径90		1.62	アドホール(ERM)
No.002	区道	新設	組立円形人孔内径90		2.27	アドホール(ERM)
No.003	区道	新設	組立円形人孔内径90		2.31	アドホール(ERM)
No.004	区道	新設	組立円形人孔内径150		2.43	アドホール(ERM)
No.005	区道	新設	組立円形人孔内径150		2.30	アドホール(ERM)
No.006	区道	新設	組立円形人孔内径150		2.43	アドホール(ERM)
No.007	区道	新設	組立円形人孔内径150		2.66	アドホール(ERM)
No.009	区道	新設	組立円形人孔内径90		1.53	アドホール(ERM)
既設No.044	区道	改造	円形人孔内径120		2.83	外副管H=0.97 塩ビ管φ200(越流管) → φ1200管渠へ、インバート改造
既設No.055	区道	改造	矩形分水人孔内法200×130		3.17	インバート改造

工事内人孔番号表(撤去人孔)

人孔番号	占用	区分	人孔形状	SEMS番号	人孔深(m)	工事内容
既No.20	区道	撤去	円形人孔内径90		1.43	
既No.21	区道	撤去	円形人孔内径90		1.30	
既No.22	区道	撤去	円形人孔内径90		1.47	
既No.33	区道	撤去	円形人孔内径90		1.31	
既No.34	区道	撤去	矩形人孔内法90×60		0.58	
既No.35	区道	撤去	矩形人孔内法90×60		0.87	
既No.36	区道	撤去	矩形人孔内法90×60		0.88	
既No.39	区道	撤去	円形人孔内径120		1.27	
既No.40	区道	撤去	円形人孔内径90		1.71	
既No.41	区道	撤去	円形人孔内径90		1.26	
既No.42	区道	活用	円形人孔内径120		2.70	

既設No.055 区道 改造 矩形分水人孔内法200×130 2.94 インバート改造

工事内人孔番号表

	小回り内人孔番号(系統図)	セミス番号(線路詳細図)		人孔形状
		管理区番号	小回り番号	
既設人孔	No.037	既No.		矩形人孔 内径 90×60
	計 1箇所			
	No.044	既No.		円形人孔 内径 120
	No.055			
	計 2箇所			
	No.020	既No.		円形人孔 内径 90
	No.021			円形人孔 内径 90
	No.022			円形人孔 内径 90
	No.033			円形人孔 内径 90
	No.034			矩形人孔 内径 90×60
	No.035			矩形人孔 内径 90×60
No.036	矩形人孔 内径 90×60			
No.039	円形人孔 内径 120			
No.040	円形人孔 内径 90			
No.041	円形人孔 内径 90			
No.042	円形人孔 内径 120			
計 11箇所				

	小回り内人孔番号(系統図)	セミス番号(線路詳細図)		人孔形状
		管理区番号	小回り番号	
新設人孔	No.001	No.		組立円形人孔 内径 90
	No.101			組立円形人孔 内径 90
	No.002			組立円形人孔 内径 90
	No.003			組立円形人孔 内径 90
	No.004			組立円形人孔 内径 150
	No.005			組立円形人孔 内径 150
	No.006			組立円形人孔 内径 150
	No.007			組立円形人孔 内径 150
	No.009			組立円形人孔 内径 90
計 9箇所				

占用者名 東京都下水道局	
下水道工事番号	
都道番号	
区道番号	
工期	(日)
	(年)
都道	占用許可番号
	占用許可年月日
区道	占用許可番号
	占用許可年月日

受注者

現場代理人

汚水樹・取付管一覽表

図面番号	路線番号	接続位置		樹番号 (平面 縦断面)	汚水樹			取付管			占用区分
		上流人孔から 距離(m)	右		既設	施工内容	管径	管種	施工内容 L(m)		
										ます形状	
		36.85	右	1	内径樹50	1.45	活用	200	陶管	活用	都道
		31.45	右	2	内径樹50	1.41	撤去	150	陶管	撤去	4.15 都道
		19.35	左	3	内径樹50	0.85	撤去	150	陶管	撤去	4.09 都道
		17.40	左	4	小型樹50	0.90	撤去	150	陶管	撤去	3.98 都道
		11.70	左	5	内径樹50	0.92	撤去	150	陶管	撤去	3.65 都道
		11.05	左	6	内径樹50	0.95	撤去	150	陶管	撤去	3.61 都道
		33.30	左	7	内径樹50	1.60	撤去	150	陶管	撤去	2.94 都道
		31.50	左	8	内径樹50	0.86	撤去	150	陶管	撤去	2.88 都道
		15.50	左	9	内径樹50	0.97	撤去	150	陶管	撤去	2.46 都道
		13.25	左	10	内径樹50	0.87	撤去	150	陶管	撤去	2.37 都道
	101	2.40	左	17	内径樹50	0.62	撤去	150	陶管	撤去	0.90 区道
		3.25	右	18	L形樹50	0.57	撤去	150	陶管	撤去	1.14 区道
		7.80	左	19	内径樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	1.11 区道
		8.60	左	20	内径樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	0.96 区道
		17.90	左	21	内径樹50	0.63	撤去	150	陶管	撤去	1.14 区道
		19.20	右	22	L形樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	1.08 区道
	102	0.90	左	23	内径樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	1.11 区道
		1.70	右	24	L形樹50	0.55	撤去	150	陶管	撤去	0.97 区道
		9.60	左	25	内径樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	1.03 区道
		11.00	右	26	L形樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	1.07 区道
	103	1.40	左	27	内径樹50	0.54	撤去	150	陶管	撤去	1.09 区道
		6.30	左	28	内径樹50	0.51	撤去	150	陶管	撤去	0.85 区道
		7.20	右	29	L形樹50	0.53	撤去	150	陶管	撤去	1.36 区道
		12.20	左	30	内径樹50	0.60	撤去	150	陶管	撤去	0.93 区道
		-3.60	右	31	小型樹50	0.82	撤去	150	陶管	撤去	4.23 区道
	105	6.00	右	32	L形樹50	0.91	撤去	150	陶管	撤去	3.34 区道
		10.90	右	33	L形樹50	0.90	撤去	150	陶管	撤去	3.38 区道
	104	-2.70	右	35	内径樹50	0.80	撤去	150	陶管	撤去	3.18 区道
		5.25	右	36	L形樹50	1.02	撤去	150	陶管	撤去	2.33 区道
		8.80	右	37	L形樹50	0.97	撤去	150	陶管	撤去	2.13 区道
		9.30	左	38	小型樹50	0.91	撤去	150	陶管	撤去	2.30 区道
		10.90	右	39	L形樹50	0.98	撤去	150	陶管	撤去	2.32 区道
	109	4.80	右	42	小型樹50	0.90	撤去	150	陶管	撤去	3.53 区道
		19.40	右	43	小型樹50	1.02	撤去	150	陶管	撤去	3.61 区道
	106	-1.40	右	44	L形樹50	0.75	撤去	150	陶管	撤去	3.08 区道
		1.70	右	45	小型樹50	0.85	撤去	150	陶管	撤去	2.28 区道
		10.40	左	46	L形樹50	0.90	撤去	150	陶管	撤去	2.33 区道
		13.00	右	47	L形樹50	0.90	撤去	150	陶管	撤去	2.06 区道
	107	7.90	左	48	L形樹50	0.80	撤去	150	陶管	撤去	2.18 区道
		13.40	左	49	L形樹50	0.87	撤去	150	陶管	撤去	2.18 区道
		16.40	左	50	L形樹50	0.88	撤去	150	陶管	撤去	2.17 区道
		30.00	左	51	L形樹50	0.98	撤去	150	陶管	撤去	2.12 区道
		37.40	左	52	L形樹50	0.92	撤去	150	陶管	撤去	2.15 区道
	103	17.85	左	59	内径樹50	-	撤去	150	陶管	撤去	0.90 区道
		0.00	左	60	内径樹50	-	撤去	150	陶管	撤去	0.96 区道

※44樹→45樹に横引き

汚水樹・取付管一覽表

路線番号	樹番号 (平面 縦断面)	上流人孔から 距離(m)	左	汚水樹				種類	取付管				占用区分		
				撤去		新設			施工内容	管径	延長(m)	管径		延長(m)	
				ます形状	深さ	ます形状	深さ								
5	53	13.85	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	6.65	150	6.09	新設	区道
	54	22.65	左	L型樹	0.80	汚水樹内径50	0.80	撤去新設	汚水	150	6.10	200	6.10	新設	区道
	55	25.40	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	5.77	150	1.75	新設	区道
6	56	22.15	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	4.78	150	4.78	新設	区道
	57	24.00	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	4.78	150	4.78	新設	区道
	58	3.66	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	3.02	150	3.02	新設	区道
2	61	3.80	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	4.30	新設	区道
	62	3.80	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	3.90	新設	区道
3	63	13.35	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	9.80	新設	区道
	64	16.25	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	8.80	新設	区道
	68	22.22	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	150	6.68	150	6.68	撤去新設	区道
4	65	17.00	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	4.70	新設	区道
	66	24.30	左	-	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	新設	汚水	-	-	150	4.70	新設	区道
8	67	18.80	左	L型樹	0.80	小型樹(歩道用)	0.80	撤去新設	汚水	150	3.40	150	3.40	撤去新設	区道

※53取付管総延長7.10m  
 ※55樹→54樹へ横引き  
 ※58取付管総延長6.75m

占用者名 東京都下水道局	
下水道工事番号	
都道番号	
区道番号	
工期	(日)
	(原)
都道	占用許可番号
	占用許可年月日
区道	占用許可番号
	占用許可年月日

受注者	
現場代理人	

1	2	3	4
5	6	7	8
9			

東京都  
下水道

工事番号

図面番号

線路詳細図  
管内改良一覧表  
凡例

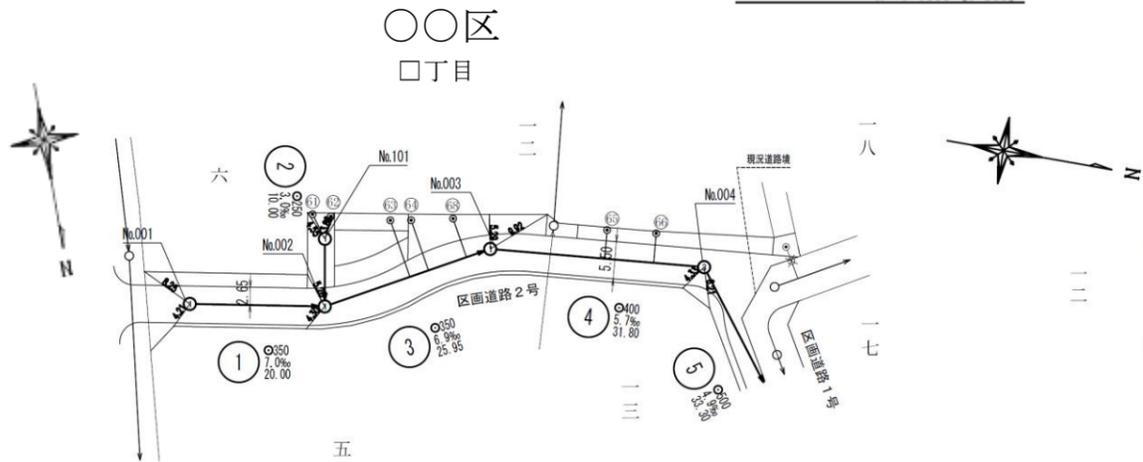
工事名

区道	管種	管径(mm)	延長(m)
区道	新設	鉄筋コンクリート管	350 49.95
区道	新設	鉄筋コンクリート管	400 31.80
区道	新設	鉄筋コンクリート管	500 68.10
区道	新設	鉄筋コンクリート管	600 27.90
計			174.75
区道	新設	硬質塩化ビニール管	250 10.00
計			10.00
区道	新設	マンホール蓋	800 3.50
計			3.50
区道	改良	マンホール蓋	570 3.65
計			3.65
区道	撤去	陶管	250 125.15
区道	撤去	陶管	300 47.95
計			173.10
区道	撤去	鉄筋コンクリート管	250 43.10
区道	撤去	鉄筋コンクリート管	400 31.20
区道	撤去	鉄筋コンクリート管	300 3.00
計			77.30
区道	活用	鉄筋コンクリート管	300 34.70
計			34.70

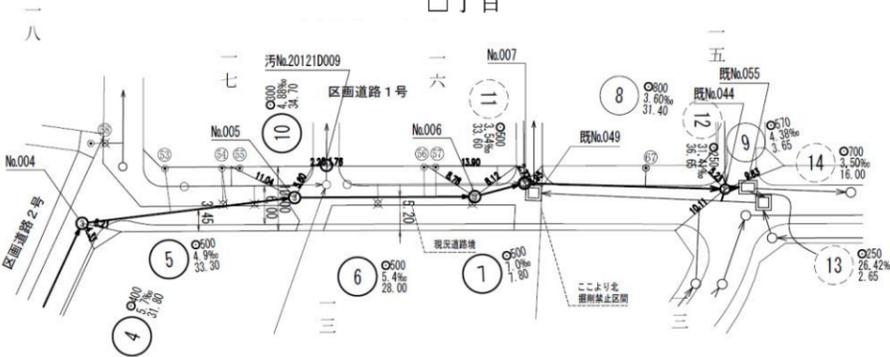
区道	行政区	人孔形状	設置	撤去	活用
区道		矩形人孔内径90×60	5	5	1
区道		円形人孔内径90	5	5	1
区道		円形人孔内径120	3	3	1
区道		円形人孔内径150	4	4	2
計			9	11	2

区道	行政区	ます形状	設置	撤去	活用
区道		汚水網内径50	8	8	1
区道		小型汚水網径50歩道用	1	1	1
計			9	9	1
区道		汚水網内径50	1	12	25
区道		矩形300内径50	1	25	25
区道		小型汚水網径50歩道用	13	5	14
計			14	42	55

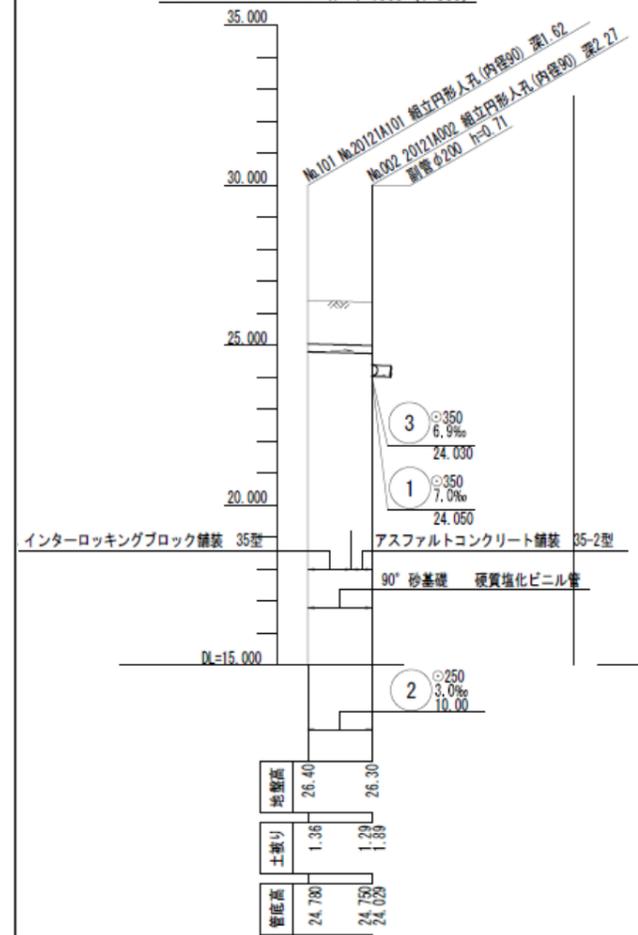
平面図 H=1:1000 (1:500)



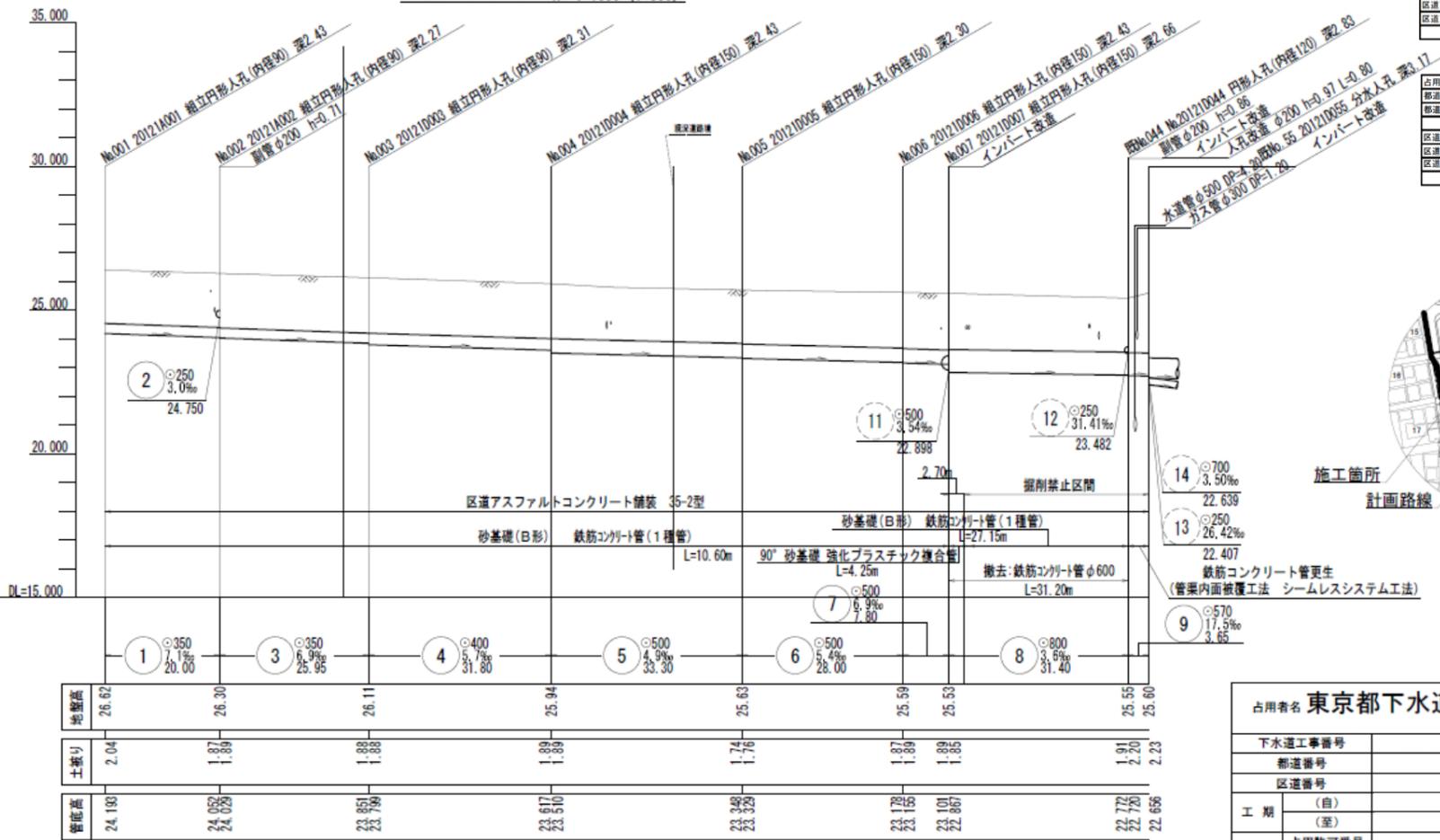
平面図 H=1:1000 (1:500)



縦断面図 V=1:200 (1:100)  
H=1:1000 (1:500)



縦断面図 V=1:200 (1:100)  
H=1:1000 (1:500)

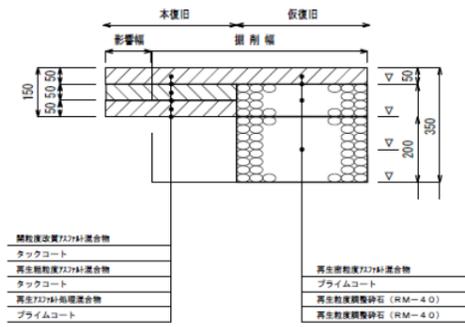


占有者名 東京都下水道局	
下水道工事番号	
都道番号	
区道番号	
工期	(自) _____ (至) _____
都道	占用許可番号 _____ 占用許可年月日 _____
区道	占用許可番号 _____ 占用許可年月日 _____

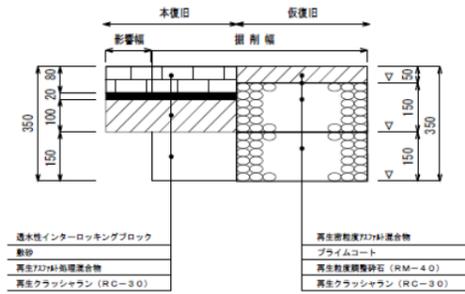
受注者  
現場代理人

舗装構造図

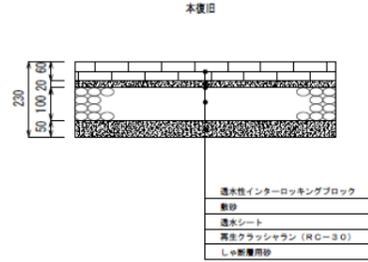
遮熱排水性アスファルトコンクリート舗装 35-2型



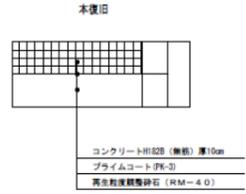
インターロッキングブロック舗装35型(乗入れ部)



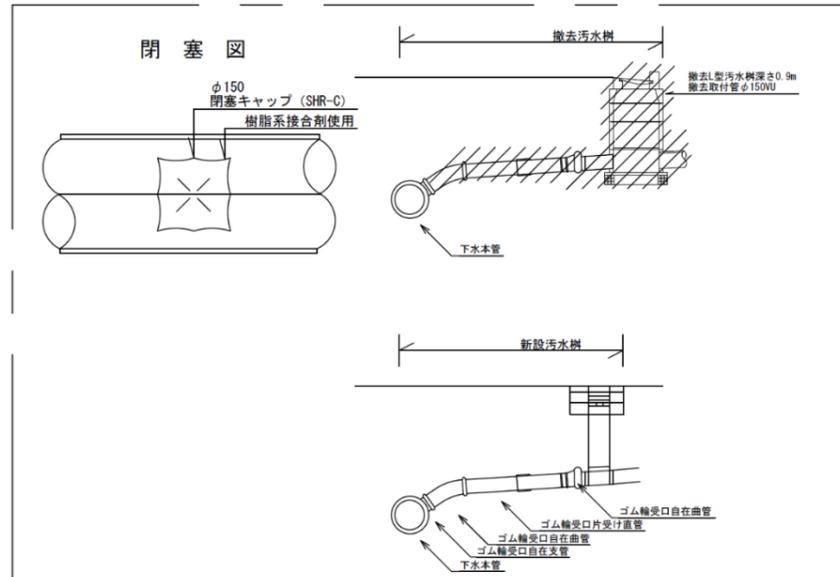
透水性インターロッキングブロック舗装23型



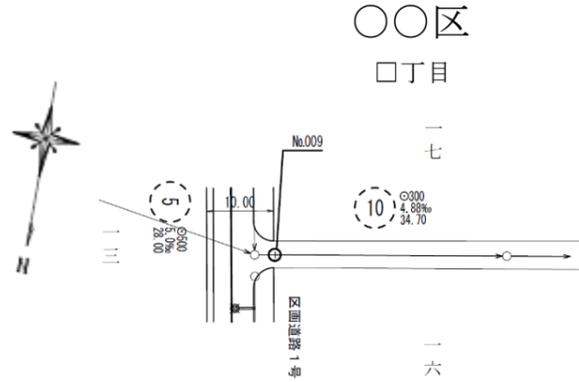
コンクリート舗装20型



樹取付管模式図



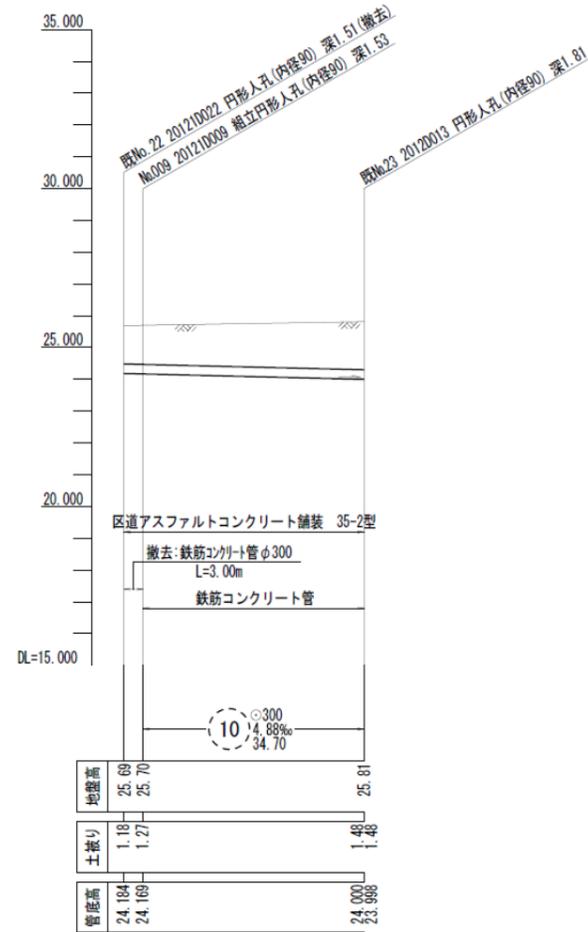
平面図 H=1:1000 (1:500)



案内図



縦断面図 V=1:200 (1:100)  
H=1:1000 (1:500)



施工数量				
占用	行政区	目的	管種	管径(mm) 延長(m)
区道		新設	鉄筋コンクリート管	350 45.95
区道		新設	鉄筋コンクリート管	400 31.80
区道		新設	鉄筋コンクリート管	500 68.10
区道		新設	鉄筋コンクリート管	800 27.90
計				174.75
区道		新設	硬質塩化ビニール管	250 10.00
計				10.00
区道		新設	硬質プラスチック管 (FRP製管)	800 3.50
計				3.50
区道		改良	管渠内管継ぎ工法 (シールド工法)	570 3.65
計				3.65
区道		撤去	陶管	250 125.15
区道		撤去	陶管	300 47.95
計				173.10
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	250 43.10
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	600 31.20
区道		撤去	鉄筋コンクリート管	300 3.00
計				77.30
区道		活用	鉄筋コンクリート管	300 34.70
計				34.70

占用	行政区	人孔形状	設置	撤去	活用	
区道		矩形人孔内径90×60		3	1	
区道		円形人孔内径90		5	5	
区道		円形人孔内径120		3	1	
区道		円形人孔内径150		4		
計				9	11	2

占用	行政区	ます形状	設置	撤去	活用
都道		汚水樹内径50		8	1
都道		小型汚水樹模数(歩道用)		1	
計				9	1
区道		汚水樹内径50		1	12
区道		L形樹30内径50			25
区道		小型汚水樹模数(歩道用)		13	5
計				14	42

占用者名 東京都下水道局	
下水道工事番号	
都道番号	
区道番号	
工期	(白) (紫)
都道	占用許可番号
	占用許可年月日
区道	占用許可番号
	占用許可年月日

受注者	
現場代理人	

### 8-3：図面作成に当たり、特に注意すべき事項について

#### 【全体事項】

(1) 設計図記載の数字は以下のとおりである。

設計図に記載する単位及び小数位

種 別	単位	小数位	種 別	単位	小数位
延長、幅員、深等	m	2	計画管底高	m	3
構造図寸法	mm	0	土被り	m	2
管きよ勾配	‰	1	管きよ形状	Mm	0
基標高	m	3	人孔、L形側溝の形状	Cm	0
地盤高	m	2	ます深	m	(0.2刻み)
管底高	m	3			

注1) 小数位未満は、四捨五入をもって記載する。

注2) 線路延長については、小数第2位まで記入し、0か5に丸める。  
(二捨三入、七捨八入)

(2) 工事名の最後には、「【承認工事】」と記載すること。

例：○○移設工事【承認工事】

#### 【系統図】

(1) 路線番号及び管きよの表示は下記のとおりとする。「管きよ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要となる。

既設管きよ	布設替管きよ	新設管きよ	更生管きよ
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 250</li> <li>10.0‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 450</li> <li>5.0‰</li> <li>71.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1350</li> <li>2.1‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 600</li> <li>4.0‰</li> <li>77.60</li> </ul>
撤去管きよ	計画路線		
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 250</li> <li>10.0‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 500</li> <li>4.0‰</li> </ul>		

なお、幹線表示は二重線とし、番号表示サイズは、幹線、枝線とも8mmとする。  
道路区画が密な場合は、図面余白に管きよの諸元(路線番号、管径、勾配、延長)を記入しても良い。

(2) 工事内管きよ集計表に該当工事の路線番号及び管径別延長を記入する。

工事内管きよ集計表

管きよの名称		路線番号	(注1) 施工年度	管径 (mm)	延長 (m)	
下水道管きよ	既設管きよ			計		
			(注2)1947	400 (注3)(材質 450)	(注4)77.40 (77.40)	
	更生管きよ			小計		
			(注2)1949	500 (注3)(材質 600)	(注4)68.50 (68.50)	
				小計		
				合計		
	新設管きよ	布設替管きよ		/	小計	
(注5)総計						
撤去管			(注2)1945	小計		
			(注2)1953	小計		
				合計		

注1) 施工年度とは、当初管きよを布設した年度である。

注2) 年度順、管径順に記載する。

注3) ( ) 内は、更生前の管種及び管径を記入する。

注4) ( ) 内は、更生前の延長を記入する。

注5) 総計は、更生管きよ、布設替え管きよ、新設管きよの計である。

- (3) 工事内人孔番号表は以下の通りとする。「管きよ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要となる。

工事内人孔番号表

	小図画内人孔番号 (系統図)	セミス番号 (線路詳細図)			人孔形状	
		管理図番号	小図画番号			
既 設 人 孔	既 No. 1	既 No.	1 5 2 2	1 A	0 0 1	円形人孔内径 90
	〃 2				0 0 2	〃 90
	〃 3				0 0 3	〃 90
	〃 1 2				0 1 2	〃 120
	〃 2				0 0 2	〃 120
	既 No. 6				0 0 6	〃 150
撤 去						
新 設 人 孔	(注 6)No. ○○	No.			1 0	円形人孔内径 90
	(注 6)No. ○●				1 1	〃 120
	(注 6)No. ○×				1 2	組立円形人孔内径 90

注 1) 新設人孔番号については、上流から順 ( ) に連番で記入する。

- (4) 管きよの整備対策別の記号は以下のとおりである。「管きよ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要である。

管きよの整備対策別の記号

記 号	整 備 対 策
A	既設管きよ
B	更生管きよ
C	新設管きよ
D	布設替え管きよ

## 【線路詳細図（管きよ平面図、管きよ縦断面図）】

### （1）共通事項

①路線番号及び管きよの表示は下記のとおりとする。「管きよ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要である。

既設管きよ	布設替管きよ	新設管きよ	更生管きよ
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 250</li> <li>10.0‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 450</li> <li>5.0‰</li> <li>71.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1350</li> <li>2.1‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 600</li> <li>4.0‰</li> <li>77.60</li> </ul>
撤去管きよ	計画路線		
 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 250</li> <li>10.0‰</li> <li>24.00</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 500</li> <li>4.0‰</li> </ul>		

注1) 幹線表示は二重線とする。

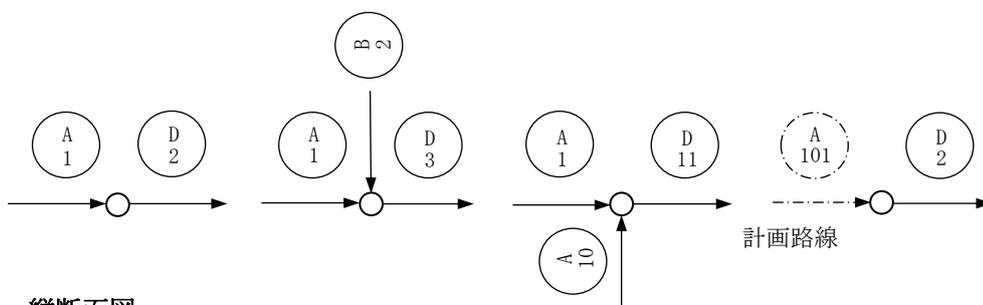
注2) 新設管きよ、更生管きよ、計画管きよの番号表示サイズは、10mmとし、既設管きよの番号表示サイズは、8mmとする。

注3) 新設管きよの路線番号は、既設活用管きよの枝番とする。

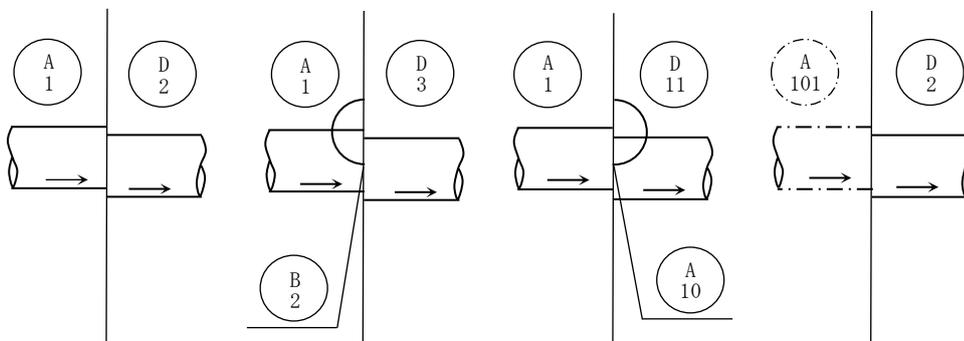
注4) 更生管きよ（B）は、更生後の管きよ断面を記載する。

②路線の表示方法は下記のとおりとする。「管きよ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要である。

### 平面図



### 縦断面図



(2) 管きょ平面図

①管渠等の占用位置について（図1参照）

- ・道路幅員及び占用位置を必ず記入する。また、記入位置は、極力スパンの上流、下流両方に記入する。（私道も含む）
- ・ますの形状、上流人孔からの距離（m）、取付管径（cm）、ます深（m）、取付管材質を記入する。

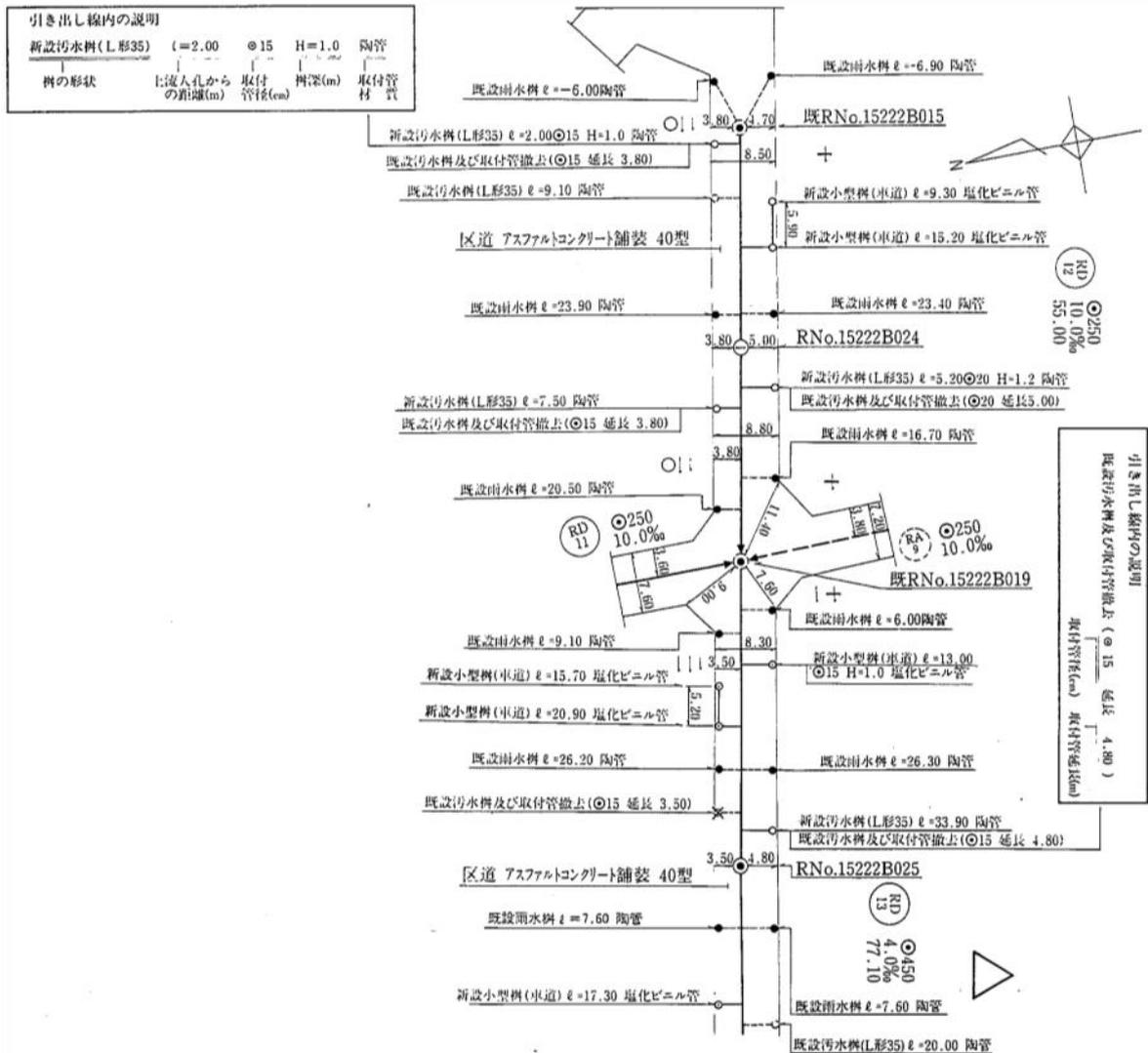


図1 平面図の記載例

(3) 管きょ縦断面図

- ①管底高の記入分けは、以下のとおりとする。「管きょ再構築設計の手引き」には記号に「R」が記載されているが、不要である。

	更新管	既設管
既設活用管きょ (A)	—	○
更生管きょ (B)	○	○
新設管きょ (C)	○	—
布設替管きょ (D)	○	—
撤去管きょ (E)	—	○